

## 政務活動費の交付に関する条例(例)・規程(例) についての検討結果概要

平成 24 年 11 月 2 日

- 本会は、平成 22 年 1 月 21 日開催の第 135 回定例総会において、「議会機能の充実強化を求める緊急要請」を決定し、「公選職」としての議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、議員の活動基盤を強化するため、議員報酬を「地方歳費」又は「議員年俸」とすること、さらに調査研究に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることのできるよう法律改正を行うこと求め、各議会の協力を得て精力的に要請を行ってきた。
- その成果として、第 180 回通常国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」(以下、「改正法」という。)に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した(平成 24 年 8 月 29 日)。
- 今回の修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める、②政務活動費を充てることのできる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。
- 改正法は 9 月 5 日に公布され、政務活動費に係る改正については、公布後 6 月以内において政令で定める日(平成 25 年 3 月 1 日が予定されている。)から施行されることとなった。
- 政務活動費への改正に伴い政務活動費の交付に関する条例(例)及び同規程(例)(以下、「条例(例)、規程(例)」という。)の作成等について、議会運営等問題協議会において検討を行った。
- 同協議会は、本会における標準会議規則等改正の検討機関として各ブロック 1 名の事務局長をもって構成することとしており、構成員は各ブロックから推薦された青森県、群馬県、岐阜県、大阪府、岡山県、徳島県及び佐賀県の各議会事務局長である。
- 9 月 4 日に本協議会を開催し、その後、第 1 回担当課長会を 10 月 1 日、第 2 回を 10 月 25 日に開催し検討を重ね、検討結果を 11 月 1 日開催した議会運営等問題協議会と参加会の合同会議に報告し了解を得たところである。

- 検討に当たっては、本協議会の委員府県議会事務局から当該ブロック内都道府県議会事務局に意見照会を行い、各議会事務局の意見を基に議論を行い、最大限の同意が得られる結論を目指すことを基本とした。また、全国市議会議長会と全国町村議会議長会とも調整を行いながら検討を行った。

## [検討結果の概要]

本協議会で検討した結果取りまとめた、条例(例)及び同規程(例)の概要は次のとおりである。

なお、条例(例)及び規程(例)は、あくまで各議会の参考に供するため作成したものである。

### 1 検討の方針

#### [透明性の確保について]

- 改正法により議長は使途の透明性の確保に努めるものとされたこと、また、衆参の総務委員会における質疑において、経費の範囲を条例で決めること自体が透明性の確保に寄与するものであるとされたことから、条例(例)に規定する経費の範囲が透明性の確保に配慮した内容となることが求められる。

#### [政務調査費と政務活動費の違いについて]

- 政務調査費は法文上調査研究が対象とされ、調査研究に資する活動がどこまで対象となるかが必ずしも明確ではなかったが、「その他の活動」も対象となることを明示することによって、調査研究に資する経費も含まれることを明確化したことに意義がある。
- 会派及び議員に対する経費補助としての性格に基本的な変更はないが、本会が要請している議員の位置付けの明確化との関連で、調査研究に限定しない「議員活動」を前提とした制度が実現したことは大きな転換である。
- 「その他の活動」の具体例としては、政務調査費において調査研究に資する活動とされてきた研修費等に加えて、衆参両院の総務委員会における質疑において、「議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費、交通費、あるいは議員として地域で行う市民相談、意見交換会や会派単位の会議に要する経費」が挙げられている。

## 2 検討結果

### (1) 条例(例)について

#### (ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲について(第2条関係)

##### ① 第1項について

- 第1項は、政務活動の範囲を示すことにより、政務活動費の交付対象を明らかにしている。
- この結果、党勢拡大等を目的とした政党活動や、当選を目指した選挙活動、後援会活動、さらには慶弔など私人としての活動とは一線を画することが必要となる。

##### ② 第2項について

- 第2項は、別表方式により、会派及び議員に対して交付される政務活動費の、具体的経費区分を示している。別表には、それぞれ「会派に交付する政務活動費」「議員に交付する政務活動費」という標題を付け、別表中の経費は全て政務活動に対するものであることを明示している。
- 経費区分は、大きく調査研究活動、研修活動などの活動経費と、会議費、資料作成費などの経常的経費に分かれている。
- なお、報告書では、参考として、条例の別表第1及び第2を基にして各経費についての主な支出例を掲げている。

##### ③ 別表について

- 別表第1は会派に対する政務活動費の経費の範囲を、別表第2は議員に対する政務活動費の経費の範囲を定めている。
- できるだけ具体的に用途を記すことにより、透明性の確保に寄与するよう配慮した。
- なお、会派に対する政務活動費については、会派とともに会派を構成する議員を活動主体として併記することにより、議員に対する活動支援も行えることを明示した。

#### (イ) 透明性の確保について(第10条、第13条関係)

- 今回の改正法により新たな項が追加され、議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする(改正法第100条第16項)、とされた。

- 透明性の確保については条例事項とはされていないが、領収書等を収支報告書に併せて提出することを明記する（第10条関係）とともに、「議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」（第13条）という規定を設け、法律の要請を条例上も重ねて明確にした。

なお領収書等の添付については、各議会で必要と認める添付書類の範囲が異なることから「(必要な範囲で)」という文言を挿入している。

- 透明性確保のための具体的措置としては、既に全都道府県議会で実施している領収書等の公開に加えて閲覧に関する情報のホームページにおける掲載、政務活動費による活動状況の公表などが考えられる

#### (ウ) 経過措置について(附則関係)

- 平成24年度分の政務調査費の収支報告書の取扱い、残余金の返還及び会派結成届の提出等については、これまでと同じ扱いとする(従前の例による)とともに、会派結成届等会派の届出(第6条関係)については、改めて提出する必要がないよう経過措置を講ずることとした。
- 改正法が平成25年3月1日に施行される予定であることから、24年度分については、3月分のみが政務活動費となり、事務手続きが煩雑となることが予想される。政務調査費から政務活動費への移行は、経費の対象範囲を明確化したものであるという認識も踏まえ、経過措置の参考規定として、政務活動費の交付に関する条例の適用は、改正法施行日以後に交付(又は交付決定)された政務活動費からとする条例適用の例外規定を示した。

#### (2) 規程(例)について

- 規程(例)本文については、政務調査費に係る規程(例)第5条に規定されていた使途基準を条例に引き上げた以外は、条例(例)の見直しに伴う条番号の変更等を除いて、変更はない。

### 3 運営基準等の検討

- 本協議会においては、以上により条例(例)及び規程(例)の取りまとめは終了したが、引き続き各経費の運営基準等の諸課題について検討することとしている。